

倫理 研究課題 <現代02>

教科書：p ~ 資料集：p ~ ノート：p ~

●家族倫理

→家族に関する倫理（価値観）の変化

家族の変化 = 核家族（夫婦、夫婦＋子供）や単身世帯の増加、少子高齢化

日本国憲法 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

※結婚適齢の不平等：男 18 歳・女 16 歳→近いうちに 18 歳に統一される見込み

①夫婦別姓問題（「選択的夫婦別姓制度」の導入をめぐる問題）

戦前までの「家」制度 = 家系を重んじる集団主義（→女性は男性の付属物。半人前）
= 同じ「家」に属する夫婦が同姓なのは当然（結婚＝「入籍」）

戦後の個人中心の制度 = 個人の尊厳と両性の本質的平等（←日本国憲法）
= 夫婦同姓に必然性なし（→夫婦別姓への要求）。（新戸籍編製）

※夫婦同姓による不利益＝働く女性の業績中断、手続きの煩雑さ、アイデンティティ等。

○夫婦同姓を法律（民法）で義務づけている国は、先進国では日本だけ。

外国では、夫婦は同姓／別姓／結合姓を自由に選べる制度である国が多い。

（なお中国や韓国のように「家」制度の考え方ゆえに夫婦別姓という国もあり複雑）。

○「女性差別撤廃条約」委員会から日本政府に対して「別姓選択を可能にせよ」との勧告が繰り返されているが、日本政府（自民党＝家制度を重視）はほとんど取り組んでいない。

○民主党ほか：選択的夫婦別姓の制度化（民法改正）の素案を発表（←自民党が猛反対）
→但し子の姓は同一で予め夫婦で決定（←別姓賛成論者からも反対あり）

○最高裁判決（2015年12月16日）：「夫婦同姓規定は合憲」

○日本で夫婦別姓を実践する方法＝①事実婚（いわゆる同棲）か、②婚姻届＋通称使用

○日本産婦人科学会：2014年に方針転換し、事実婚カップルにも体外受精を容認へ

※非嫡出子の相続差別の解消（2013年民法改正）

非嫡出子＝法律上の夫婦以外の男女間に生まれた子（∴事実婚カップルの子も非嫡出子）

従来の民法：法定相続分は、非嫡出子の相続分は嫡出子の半分（←前提：父の認知）

→違憲判決（2013年9月）→民法改正（現在は「同等」と規定）

※国際結婚

現在の制度では、外国人は日本人と結婚しても日本国籍は得られない（夫婦は別姓）。
日本国籍の取得→日本政府に「帰化」を申請し認められる必要（→日本名を決める）。
子の国籍の決め方には、血統主義（←日本）と、出生地主義（←アメリカ）がある。
生まれた子が二重国籍の場合、日本では 22 歳までに国籍を選択する義務がある。

②離婚・再婚

○女性の再婚禁止期間を 100 日に短縮（妊娠なければすぐ再婚可）（2016 年民法改正）
以前は、(a) 離婚後 180 日間（または出産前）は再婚禁止だった（←妊娠有無と父の確定）
←(b) 離婚後 300 日以内に生まれた子は離婚前の夫の子と「推定」
←(c) 再婚後 200 日以後に生まれた子は再婚の夫の子と「推定」
(abc) 3 規定の矛盾→2015 年 12 月最高裁違憲判決「100 日を越える再婚禁止は違憲」
※「女性に再婚禁止期間を設けること自体が違憲（女性差別だ）」という意見もある。
※離婚前の妊娠：不倫とは限らない。離婚手続き難航中に新生活が始まるケース多い。

○無戸籍の子の増加

離婚後 300 日規定→本当は「再婚の夫の子」でも、裁判に勝たなければ「前夫の子」
裁判で前夫から「自分の子でない」と証言してもらうのは困難→出生届を出せず無戸籍
「嫡出否認の訴え」は、夫の側からしか提訴できない→違憲訴訟が始まる

※ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事面に関する条約）

国際結婚の夫婦の一方が、他方の同意を得ずに子どもを連れて母国に帰国したとき等に、
子の利益を守るため、子をもとの国に返還する国際協力などを定めた多国間条約。

③里親と養子

諸事情で実親のもとで養育できない子 → 乳児院・児童養護施設か、里親（←児童福祉法）

（例）児童虐待や両親の死亡など

里親：第三者もしくは親族が代理で養育するもの（将来「養子」に予定する場合を含む）

養子：親子関係にない人間の間に親子関係を創設する法律制度（←民法）

普通養子：実親との親子関係は維持したまま養親と親子関係を結ぶ。（遺産相続も二重！）

（例）再婚相手の連れ子を自分の子（相続権者）にするには、養子縁組が必要

特別養子：6 歳未満の子に限定。実親との親子関係はなくなる。実親を知ることも難しい。

育児できない親の子を、子が欲しくてもできない夫婦に斡旋するための制度。

NPO が斡旋の活動している。子に出自を告知するかどうか法的ルール未整備。

（実親が匿名を希望している場合、家庭裁判所の審判記録を調べるしかない）

←国連子どもの権利条約：「子どもは出自を知る権利がある」。

※「赤ちゃんポスト」（熊本「コウノトリのゆりかご」）：おおむね特別養子の斡旋へ

④男女共同参画社会へ向けて

専業主婦中心社会 = 性別役割分担（「男は仕事、女は家庭」）



社会的文化的性差（男らしさ、女らしさ）＝「ジェンダー」

共働き当然の社会 = 男女共同参画社会（ジェンダーフリー）（←フェミニズムの影響も）

日本：1985年 男女雇用機会均等法（1999年改正：セクハラ防止、差別是正措置の強化）

1999年 男女共同参画社会基本法

※日本の女性の就労者人口は35歳ごろに極小（いわゆる「M字カーブ」）

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

※性的少数者：LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）

⑤家族機能の外部化

昔：家庭内で、食事・育児・教育・介護など家事の全てをまかっていた

今：ファミレス・保育園・学校・福祉施設などに家事機能を外部委託する事態が進行

※ワーク・ライフ・バランス：労働と生活のバランス。長時間労働で家庭犠牲に警告

←（背景）非正規労働や片親家庭の増加による貧困の拡大。

⑥少子高齢社会

（高齢化率（65歳以上が）：7%～高齢化社会、14%～高齢社会、現在21%～超高齢社会）

○介護機能の外部化：介護を「嫁の仕事」から「介護保険による社会的サービス」へ転換

問題 サービス業者や施設・人員の不足 →結局「老老介護」へ

○年金：支給開始年齢の引き上げ（高齢化）と支給額の切り下げ（低額化）

賦課方式：若年者の年金掛金を同時代の高齢者の年金支給に回す（仕送り型）

積立方式：若年時代の年金掛金を老齢になってから受け取る（貯金型）

○障害の除去

ノーマライゼーション：高齢者等を含めた全員が同じように生活できるようにする

（例）高齢者・障害者を施設に入れるのではなく、地域の中で面倒をみる

バリアフリー：階段などの段差をなくして移動を簡易にする。

（例）公共施設の階段をエスカレーターにしたりエレベーターを設置する。

ユニバーサルデザイン：高齢者や障害者にも使いやすい品物を作れば皆が楽になる

（例）ドアノブを回転式からレバー式にするなど